

(公印省略)

医 政 第 2 7 5 号  
令和 2 年 4 月 2 4 日

関係医療機関管理者 殿

大分県福祉保健部医療政策課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第6項に基づく県知事の許可の取扱いについて

本県の医療行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われ、当県も特定都道府県となりました。特措法第48条第6項の規定により、特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は臨床研修等修了医師・歯科医師でない者で診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他医療法施行規則第1条の14第3項に規定する以下の事項を変更する場合には、法第7条第2項に基づく都道府県知事等の許可は不要となります。ただし、この場合においても、感染症に関する医療提供体制について一元的に把握する観点から、病床数の変更を行おうとする医療機関については県あて事前の情報共有をお願いします。また、この場合には、特措法第48条第7項の規定に基づき、医療の提供を開始した日から起算して10日以内に変更内容を届け出る必要があること及び当該医療を提供する期間(6ヶ月以内)に限り認められる特例であることにご留意ください。

- 開設者が臨床研修等修了医師・歯科医師以外の者であるときの、開設の目的及び維持の方法
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員
- 敷地の面積及び平面図
- 建物の構造概要及び平面図
- 病院に関する施設の有無及び構造設備の概要
- 療養病床を有する病院の施設の構造設備の概要
- 歯科医業を行う病院又は診療所内の歯科技工室の構造設備の概要
- 病院又は有床診療所の病床数及び病床種別毎の病床数並びに各病室の病床数

本通知及び参考様式については以下大分県ホームページでも掲載します。

(大分県ホームページURL)

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/tsuuchi.html>

( 担 当 )

大分県 福祉保健部 医療政策課  
医務班 上田 (中部・南部)  
山橋 (東部・豊肥)  
戸高 (西部・北部)  
安部 (大分市)  
TEL 097-506-2646

(参考様式)

病院(診療所)開設許可事項変更届

年 月 日

大分県知事 殿

住所  
申請者 氏名  
( 法人にあつては、主たる事務所  
所在地、名称及び代表者の職氏名 )  
電話番号( ) —

下記のとおり開設許可事項の一部を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第7項の規定により届け出ます。

※事前に情報提供(電話連絡 097-506-2646 及び本届をFAX 097-506-1734)

原本については医療提供後10日以内に届出

記

名 称		
所 在 地		
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変 更 事 項 ※ 以下の変更事項 ①～⑧から選択	
	変 更 前	
	変 更 後	

※新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、以下の事項を変更する場合、変更の概要がわかる資料を添付してください。

- ①開設者が臨床研修等修了医師・歯科医師以外の者であるときの、開設の目的及び維持の方法
- ②医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員
- ③敷地の面積及び平面図
- ④建物の構造概要及び平面図
- ⑤病院に関する施設の有無及び構造設備の概要
- ⑥療養病床を有する病院の施設の構造設備の概要
- ⑦歯科医業を行う病院又は診療所内の歯科技工室の構造設備の概要
- ⑧病院又は有床診療所の病床数及び病床種別毎の病床数並びに各病室の病床数